平成２６年（フ）第６９号
新潟県妙高市諏訪町２丁目１番10号
債務者　塚田みどり
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第７５号
新潟県上越市中央４丁目２番９号
債務者　妻嶋　幸雄
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第２１５号
愛知県稲沢市松下２丁目14番６　エクセランス松下103号
債務者　福本　　忠
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１６９号
福岡県久留米市小頭町３番地９　朝日プラザ久留米２―1106号
債務者　小川　恵子（旧姓二俣）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２５号
鹿児島県南さつま市加世田内山田11451番地
債務者　下園　一孝
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第２６号
鹿児島県南さつま市加世田内山田4441番地
債務者　田代　隆弘
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第３７５９号
大阪府豊中市永楽荘２丁目１番６号パインズハイム201号、住民票上の住所大阪府豊中市北緑丘２丁目１番15―301号
債務者　中島　信行
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４２１号
横浜市港北区新横浜１丁目17番地15　ステイブル協和301
債務者　手塚　春枝
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５２０号
神奈川県鎌倉市台５丁目５番36号　サニーハイツ102
債務者　中村　克己
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３９号
川崎市多摩区菅北浦２丁目７番１号　みどり荘203
債務者　駒木根　満
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４７４号
横浜市保土ケ谷区仏向町1308番地　サンハイツ花見台102号
債務者　大塚奈津子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２８号
静岡市清水区蜂ヶ谷212番地の３　グランドハイム中島102号
債務者　太田　亜美
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２２号
岡山市北区矢坂東町４番15号コスモクィーン矢坂Ⅱ301号室、旧住所岡山市北区富原3867番地19アムラックスⅡ505号室
債務者　島村　勇貴
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７７号
東京都小平市小川東町４丁目３番６―706号
債務者　松村　嘉夫
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４２７号
静岡市清水区駒越東町10番79号　コーポＲＹ101
債務者　石貝　光則
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部